

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ヤ	名称	朝倉特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	182 ha
指定期間		令和元年11月1日 から 令和11年10月31日まで			
指定区域		<p>国道一六五号線と国道一六六号線との交点を起点とし、同所から国道一六五号線を北東進し、市道黒崎地内九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道慈恩寺黒崎線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道竜谷本線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道忍阪竜谷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、及び北西進し、市道忍阪御陵線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道忍阪地内三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、南進し、及び西進し、市道忍阪街道二号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、国道一六六号線との交点に至り、同所から同国道を北西進して起点に至る一円の区域</p>			

参考図面

